

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和3年9月1日 至 令和4年8月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人きのしたこどもクリニック

①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )

②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他

③  基金制度採用  基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 長崎県長崎市住吉町3番11号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 9年 8月 27日

(4) 設立登記年月日 平成 9年 9月 1日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	木下 英一	医療法人きのしたこどもクリニック管理者
理事	木下 弓佳里	
理事	木下 麻莉子	
監事	重野 真寿美	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	きのしたこどもクリニック	長崎県長崎市住吉町3番11号	なし

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。  
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。  
 3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
特になし		

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
特になし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年10月22日	令和2年度決算の決定
”	令和3年度の役員報酬金額の決定
令和4年1月29日	資産運用に関する件
令和4年8月27日	令和4年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 3 - 4

法人名 医療法人 きのしたこどもクリニック

※医療法人整理番号

所在地 長崎市住吉町3番11号

貸 借 対 照 表

(令和 4年 8月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	97,265	I 流 動 負 債	20,814
II 固 定 資 産	84,975	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	9,903	負 債 合 計	20,814
2 無 形 固 定 資 産	2,347	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	72,725	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	151,426
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	161,426
資 産 合 計	182,240	負 債 ・ 純 資 産 合 計	182,240

様式4-2

法人名 医療法人きのしたこどもクリニック

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市住吉町3番11号

損 益 計 算 書

(自 令和 3年 9月 1日 至 令和 4年 8月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	338,849
2 事業費用	320,119
本来業務事業利益	18,730
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	18,730
II 事業外収益	1,968
III 事業外費用	17,558
経常利益	3,140
IV 特別利益	22,322
V 特別損失	
税引前当期純利益	25,462
法人税等	297
当期純利益	25,165

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人きのしたこどもクリニック

※医療法人整理番号

所在地 長崎市住吉町3番11号

財 産 目 録  
(令和 4年 8月 31日現在)

1. 資 産 額	182,240 千円
2. 負 債 額	20,814 千円
3. 純 資 産 額	161,426 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	97,265
B 固 定 資 産	84,975
C 資 産 合 計 (A+B)	182,240
D 負 債 合 計	20,814
E 純 資 産 (C-D)	161,426

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

〔決算様式 5〕

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人 きのしたこどもクリニック  
理事長 木下 英一 殿

私は、医療法人きのしたこどもクリニックの令和3年会計年度（令和3年9月1日から令和4年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

#### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年10月25日  
医療法人きのしたこどもクリニック  
監事 重野 真寿美